

### (3) 調査結果の要旨

#### いじめの状況

**小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は188,057件であり、児童生徒1千人当たりの認知件数は13.7件である。**

- ① **いじめの認知件数**は、小学校122,721件（前年度118,748件）、中学校52,969件（前年度55,248件）、高等学校11,404件（前年度11,039件）、特別支援学校963件（前年度768件）の合計188,057件（前年度185,803件）。
- ② **いじめを認知した学校数**は21,641校（前年度20,004校）、全学校数に占める割合は56.5%（前年度51.8%）。
- ③ **いじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合**は88.7%（前年度88.1%）。
- ④ **いじめの発見のきっかけ**は、
  - ・「アンケート調査など学校の取組により発見」は50.9%（前年度52.3%）で最も多い。
  - ・「本人からの訴え」は17.3%（前年度16.8%）。
  - ・「学級担任が発見」は12.1%（前年度12.8%）。
- ⑤ **いじめられた児童生徒の相談の状況**は「学級担任に相談」が73.6%（前年度72.8%）で最も多い。
- ⑥ **いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめ**は7,898件（前年度8,788件）で、いじめの認知件数に占める割合は4.2%（前年度4.7%）。
- ⑦ **いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法**について、
  - ・「アンケート調査の実施」は、いじめを認知した学校で98.8%（前年度97.9%）、いじめを認知していない学校で94.3%（前年度92.8%）の合計96.9%（前年度95.5%）。
  - ・「個別面談の実施」は、いじめを認知した学校で87.7%（前年度85.4%）、いじめを認知していない学校で85.3%（前年度81.2%）の合計86.7%（前年度83.4%）。
  - ・「個人ノート等」では、いじめを認知した学校で55.6%（前年度54.9%）、いじめを認知していない学校で51.4%（前年度51.8%）の合計53.8%（前年度53.4%）。
- ⑧ **いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態の発生件数**は450件（前年度179件）。
- ⑨ 地方自治体における「**地方いじめ防止基本方針**」の策定並びに「**いじめ問題対策連絡協議会**」及び**附属機関等の設置状況**について
  - ・法第12条に規定する**地方いじめ防止基本方針**については、都道府県の97.9%（前年度74.5%）、市町村の63.0%（前年度23.7%）が策定済み。
  - ・法第14条第1項に規定する**いじめ問題対策連絡協議会**については、都道府県の97.9%（前年度68.1%）、市町村の51.1%（前年度17.5%）が設置済み。
  - ・**条例により重大事態の調査又は再調査を行うための機関**を設置した自治体数について、**教育委員会の附属機関**は、都道府県の70.2%（前年度42.6%）、市町村の34.3%（前年度6.5%）が設置済みであり、**地方公共団体の長の附属機関**は、都道府県の80.9%（前年度46.8%）、市町村の25.6%（前年度4.1%）が設置済み。

<参考6>平成18年度から平成26年度までのいじめの認知学校数・認知件数(国公立)

区分		学校総数:A(校)	認知した学校数:B(校)	比率:B/A×100(%)	認知件数:C(件)	発生件数の増 ▲減率(%)	1校当たり発生件数:C/A (件)
小学校	平成18年度	22,878	10,982	48.0	60,897	-	2.7
	平成19年度	22,693	8,857	39.0	48,896	▲19.7	2.2
	平成20年度	22,476	7,437	33.1	40,807	▲16.5	1.8
	平成21年度	22,258	7,043	31.6	34,766	▲14.8	1.6
	平成22年度	21,964	7,808	35.5	36,909	6.2	1.7
	平成23年度	21,721	6,911	31.8	33,124	▲10.3	1.5
	平成24年度	21,460	11,208	52.2	117,384	254.4	5.5
	平成25年度	21,131	10,231	48.4	118,748	1.2	5.6
	平成26年度	20,850	11,536	55.3	122,721	3.3	5.9
中学校	平成18年度	11,019	7,829	71.1	51,310	-	4.7
	平成19年度	10,987	7,036	64.0	43,505	▲15.2	4.0
	平成20年度	10,952	6,230	56.9	36,795	▲15.4	3.4
	平成21年度	10,906	5,876	53.9	32,111	▲12.7	2.9
	平成22年度	10,845	6,046	55.7	33,323	3.8	3.1
	平成23年度	10,800	5,711	52.9	30,749	▲7.7	2.8
	平成24年度	10,748	7,636	71.0	63,634	106.9	5.9
	平成25年度	10,678	6,999	65.5	55,248	▲13.2	5.2
	平成26年度	10,607	7,161	67.5	52,969	▲4.1	5.0
高等学校	平成18年度	5,412	3,197	59.1	12,307	-	2.3
	平成19年度	5,345	2,734	51.2	8,355	▲32.1	1.6
	平成20年度	5,831	2,321	39.8	6,737	▲19.4	1.2
	平成21年度	5,748	2,100	36.5	5,642	▲16.3	1.0
	平成22年度	5,672	2,332	41.1	7,018	24.4	1.2
	平成23年度	5,613	2,133	38.0	6,020	▲14.2	1.1
	平成24年度	5,579	3,170	56.8	16,274	170.3	2.9
	平成25年度	5,747	2,554	44.4	11,039	▲32.2	1.9
	平成26年度	5,730	2,686	46.9	11,404	3.3	2.0
特別支援学校	平成18年度	1,006	151	15.0	384	-	0.4
	平成19年度	1,013	132	13.0	341	▲11.2	0.3
	平成20年度	1,026	119	11.6	309	▲9.4	0.3
	平成21年度	1,030	107	10.4	259	▲16.2	0.3
	平成22年度	1,039	149	14.3	380	46.7	0.4
	平成23年度	1,049	140	13.3	338	▲11.1	0.3
	平成24年度	1,059	259	24.5	817	141.7	0.8
	平成25年度	1,078	220	20.4	768	▲6.0	0.7
	平成26年度	1,095	258	23.6	963	25.4	0.9
計	平成18年度	40,315	22,159	55.0	124,898	-	3.1
	平成19年度	40,038	18,759	46.9	101,097	▲19.1	2.5
	平成20年度	40,285	16,107	40.0	84,648	▲16.3	2.1
	平成21年度	39,942	15,126	37.9	72,778	▲14.0	1.8
	平成22年度	39,520	16,335	41.3	77,630	6.7	2.0
	平成23年度	39,183	14,895	38.0	70,231	▲9.5	1.8
	平成24年度	38,846	22,273	57.3	198,109	182.1	5.1
	平成25年度	38,634	20,004	51.8	185,803	▲6.2	4.8
	平成26年度	38,282	21,641	56.5	188,057	1.2	4.9

(注1)平成18年度から、国私立学校を加えて調査。

(注2)特別支援学校は、平成18年度は特殊教育諸学校。

(注3)平成17年度までは、発生件数。平成18年度からは、認知件数。

(注4)平成18年度から、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」として調査。

(注5)平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

③【合計】

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		学校数 (校)	構成比 (%)								
アンケート調査の実施	国立	65	90.3	73	94.8	15	78.9	13	28.9	166	77.9
	公立	20,222	99.7	9,621	99.6	4,136	98.6	891	86.3	34,870	99.1
	私立	111	82.2	530	69.8	999	67.1	1	7.1	1,641	68.5
	計	20,398	99.1	10,224	97.4	5,150	90.4	905	82.9	36,677	96.9
個別面談の実施	国立	47	65.3	69	89.6	14	73.7	27	60.0	157	73.7
	公立	17,407	85.8	9,095	94.1	3,528	84.1	721	69.8	30,751	87.4
	私立	139	103.0	645	85.0	1,124	75.5	11	78.6	1,919	80.1
	計	17,593	85.5	9,809	93.4	4,666	81.9	759	69.5	32,827	86.7
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	国立	36	50.0	51	66.2	5	26.3	19	42.2	111	52.1
	公立	10,868	53.6	7,724	80.0	452	10.8	412	39.9	19,456	55.3
	私立	125	92.6	377	49.7	304	20.4	3	21.4	809	33.8
	計	11,029	53.6	8,152	77.7	761	13.4	434	39.7	20,376	53.8
家庭訪問	国立	27	37.5	30	39.0	1	5.3	23	51.1	81	38.0
	公立	13,456	66.3	7,134	73.8	1,137	27.1	404	39.1	22,131	62.9
	私立	33	24.4	132	17.4	288	19.4	1	7.1	454	18.9
	計	13,516	65.7	7,296	69.5	1,426	25.0	428	39.2	22,666	59.9
その他	国立	4	5.6	4	5.2	0	0.0	9	20.0	17	8.0
	公立	1,070	5.3	474	4.9	160	3.8	109	10.6	1,813	5.2
	私立	27	20.0	38	5.0	86	5.8	2	14.3	153	6.4
	計	1,101	5.4	516	4.9	246	4.3	120	11.0	1,983	5.2

(注1)複数回答可とする。

(注2)構成比は、各区分におけるいじめを認知した学校数といじめを認知していない学校数の合計に対する割合。

(2-11)いじめの問題により就学校の指定変更等を受けた児童生徒数

(人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	1年生	9	10	16	16	15
	2年生	6	8	21	11	8
	3年生	21	17	25	16	15
	4年生	16	16	30	27	26
	5年生	30	31	57	42	46
	6年生	51	46	51	68	43
	計	133	128	200	180	153
中学校	1年生	101	98	105	166	120
	2年生	94	86	114	102	83
	3年生	38	44	44	52	42
	計	233	228	263	320	245
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0
	中学部	1	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0
合計		367	356	463	500	398

就学校の指定の変更又は区域外就学を認めた市町村数	173	158	199	164	161
--------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

(2-15) いじめ防止対策推進法に関して(国公立)  
 ①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)		117	230	49	0	396
法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		120	281	49	0	450
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		26	43	23	0	92
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		102	250	31	0	383
法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数(単位:件)	112	263	41	0	416
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	23	36	19	0	78
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	96	238	26	0	360
	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数(単位:件)	6	11	7	0	24
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	2	7	4	0	13
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	5	5	4	0	14
	「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数(単位:件)	2	7	1	0	10
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	1	0	0	0	1
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	1	7	1	0	9
法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、法第30条第2項及び法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数	「重大事態」の発生件数のうち、地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数(単位:件)	1	2	1	0	4
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	0	0	1	0	1
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	1	2	0	0	3

(注1) いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」であり、同第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。

(注2) 1件の「重大事態」が、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。